

福岡県性暴力対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）の全面施行に向けて、同条例に定める基本的施策の具体的方策等を検討するため、福岡県性暴力対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議、検討する。

- (1) 性暴力の根絶に向けた教育、啓発、研修及び性暴力被害者支援に関すること
- (2) 性暴力加害者対策に関すること
- (3) 性暴力対策の調査、研究に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する検討会議に属する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条に規定する事務を行うため検討会議に「教育・被害者支援部会」、「加害者対策部会」、「性暴力対策調査・研究部会」を置く。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「検討会議」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、人づくり・県民生活部生活安全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議の議を経て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。